建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ライフテックイワイ　岩井　　敏　大阪府高槻市春日町15―18　国土交通大臣許可（般―25）第22668号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月22日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　リマテック株式会社　西原　充幸　大阪府岸和田市地蔵浜町11―１　国土交通大臣許可（般特―24）第24515号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クロカワ工芸株式会社　黒川　　忠　奈良県橿原市常盤町23―１　国土交通大臣許可（般―23）第21803号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大阪ビルウォッチング　長尾　昭二　大阪府大阪市北区堂島１―１―５　国土交通大臣許可（特―24）第20018号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中央工業株式会社　代表清算人　齊藤　　仁　大阪府大阪市都島区片町２―２―48　国土交通大臣許可（特―21）第23280号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年４月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ユニテックス　中務　稔也　大阪府大阪市浪速区桜川４―１―32　国土交通大臣許可（般特―22）第23935号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年５月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　浅沼建物株式会社　浅沼　一夫　大阪府大阪市天王寺区東高津町12―６　国土交通大臣許可（特―22）第17130号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年７月 24 日

近畿地方整備局長　森　　昌文

1　処分をした年月日　平成26年５月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クウケン株式会社　泉岡　重照　大阪府大阪市浪速区桜川４―８―１　国土交通大臣許可（般特―23）第3265号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年５月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。